精撰答練［ファイナル編］ 今年はここが変わった!

精撰答練［ファイナル編］を刷新する理由と、どう変わったか

司法書士試験の合格への近道は、
他の受験生が解ける問題を絶対に落とさないことです。

なぜなら、
司法書士試験は**相対評価の試験**であり、
他の受験生が解ける問題を落とすことは、
自らの試験上での評価を
下げることになるからです。

それでは、
他の受験生が解ける問題とは
何でしょうか。

それは、
他の受験生に平等に与えられている
情報、**過去の本試験問題**です。

すなわち、
過去の本試験問題を絶対に落とさないことが、合格への近道といえます。

そこで、
今年の精撰答練［ファイナル編］は、
過去問知識の正確性をテーマに問題を作成しました。

択一式		本試験を分析し、直前期に必要とされる**過去問知識を増加**
		過去問知識を軸に正解できるような問題を増加
記述式	〈不動産登記法〉	**解くのに時間がかかる問題**、択一では問われたが、**記述式では未出の論点**を、本試験の傾向を分析して導入
		近年の本試験の傾向を分析し、**小問を多めに**した問題を導入
	〈商業登記法〉	王道な論点だが、**合格者であれば正解できなければいけない問題**を意識して作成
		択一知識で問われた細かい論点を記述式に落とし込み、**知識の正確性を確認させる問題**を増加
		高地トレーニング的な意味で、過去問より若干難しめの問題も導入

NEW!

申込特典［直前論点チェック!］でマイナー科目を攻略!

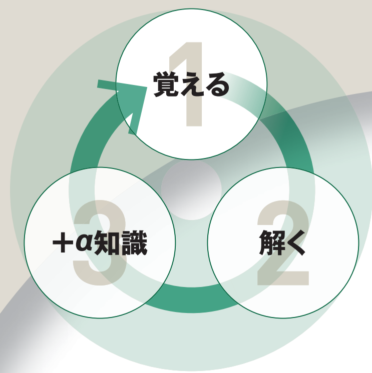

3ステップのサイクル学習で攻略!

1 まずは覚えよう!

網かけや下線が引かれている箇所を意識しながら、
暗記を行ってください。
空で言えるくらいに暗記ができたら次へ進みましょう。

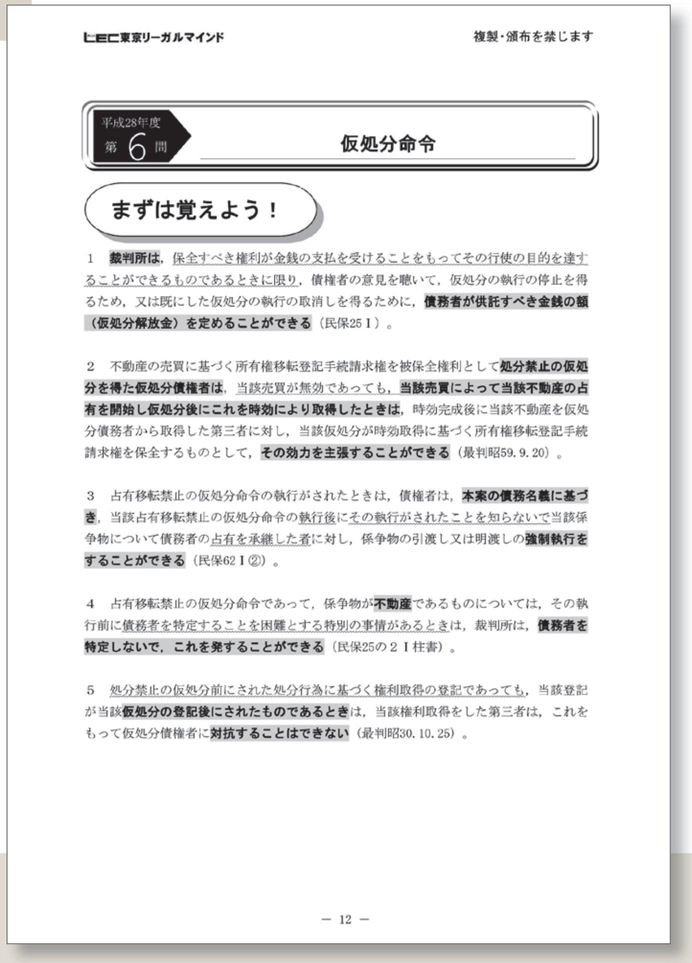
LEC東京リーガルマインド　複製・頒布を禁じます

平成28年度 第6問　仮処分命令

まずは覚えよう！

1　裁判所は，保全すべき権利が金銭の支払を受けることをもってその行使の目的を達することができるものであるときに限り，債権者の意見を聴いて，仮処分の執行の停止を得るため，又は既にした仮処分の執行の取消しを得るために，債務者が供託すべき金銭の額（仮処分解放金）を定めることができる（民保25Ⅰ）。

2　不動産の売買に基づく所有権移転登記手続請求権を被保全権利として処分禁止の仮処分を得た仮処分債権者は，当該売買が無効であっても，当該売買によって当該不動産の占有を開始し仮処分後にこれを時効により取得したときは，時効完成後に当該不動産を仮処分債務者から取得した第三者に対し，当該仮処分が時効取得に基づく所有権移転登記手続請求権を保全するものとして，その効力を主張することができる（最判昭59.9.20）。

3　占有移転禁止の仮処分命令の執行がされたときは，債権者は，本案の債務名義に基づき，当該占有移転禁止の仮処分命令の執行後にその執行がされたことを知らないで当該係争物について債務者の占有を承継した者に対し，係争物の引渡し又は明渡しの強制執行をすることができる（民保62Ⅰ②）。

4　占有移転禁止の仮処分命令であって，係争物が不動産であるものについては，その執行前に債務者を特定することを困難とする特別の事情があるときは，裁判所は，債務者を特定しないで，これを発することができる（民保25の2Ⅰ柱書）。

5　処分禁止の仮処分前にされた処分行為に基づく権利取得の登記であっても，当該登記が当該仮処分の登記後にされたものであるときは，当該権利取得をした第三者は，これをもって仮処分債権者に対抗することはできない（最判昭30.10.25）。

— 12 —

2 過去問を解いてみよう!

暗記が完了したら、実際に過去の本試験で
出題された問題を解いてみましょう。
その際は、何が問われているかを意識しながら解きましょう。

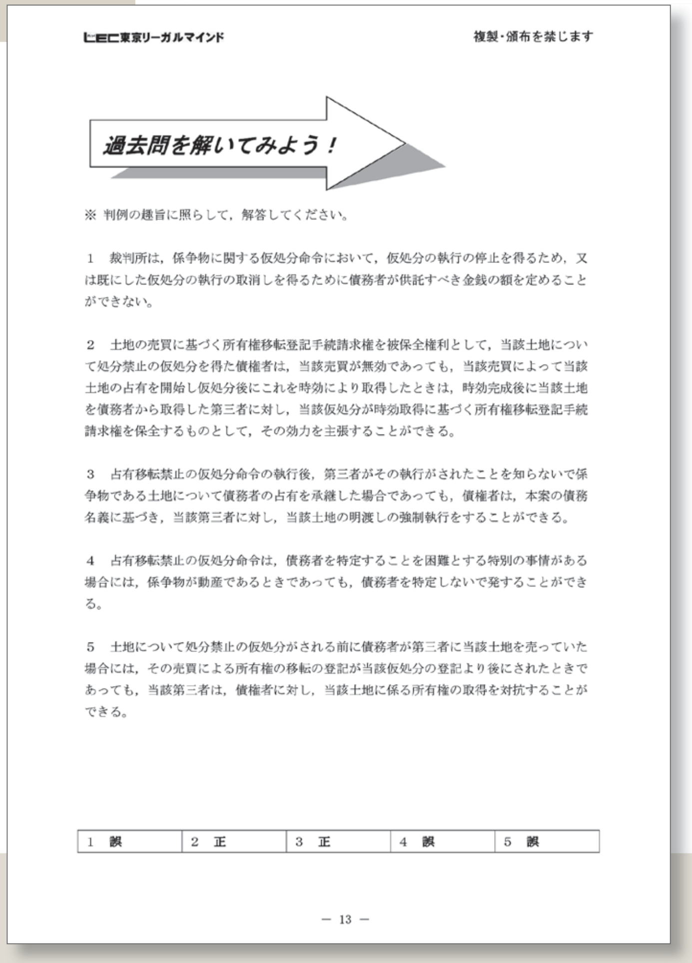
LEC東京リーガルマインド　複製・頒布を禁じます

過去問を解いてみよう！

※ 判例の趣旨に照らして，解答してください。

1　裁判所は，係争物に関する仮処分命令において，仮処分の執行の停止を得るため，又は既にした仮処分の執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を定めることができない。

2　土地の売買に基づく所有権移転登記手続請求権を被保全権利として，当該土地について処分禁止の仮処分を得た債権者は，当該売買が無効であっても，当該売買によって当該土地の占有を開始し仮処分後にこれを時効により取得したときは，時効完成後に当該土地を債務者から取得した第三者に対し，当該仮処分が時効取得に基づく所有権移転登記手続請求権を保全するものとして，その効力を主張することができる。

3　占有移転禁止の仮処分命令の執行後，第三者がその執行がされたことを知らないで係争物である土地について債務者の占有を承継した場合であっても，債権者は，本案の債務名義に基づき，当該第三者に対し，当該土地の明渡しの強制執行をすることができる。

4　占有移転禁止の仮処分命令は，債務者を特定することを困難とする特別の事情がある場合には，係争物が動産であるときであっても，債務者を特定しないで発することができる。

5　土地について処分禁止の仮処分がされる前に債務者が第三者に当該土地を売っていた場合には，その売買による所有権の移転の登記が当該仮処分の登記より後にされたときであっても，当該第三者は，債権者に対し，当該土地に係る所有権の取得を対抗することができる。

1 誤	2 正	3 正	4 誤	5 誤

— 13 —

3 +αの知識強化!

知識の整理を行い、見出の論点の確認も行います。
ここはこんな感じで問われるかも?と
意識しながら確認をすることで、より効率的に記憶できます。

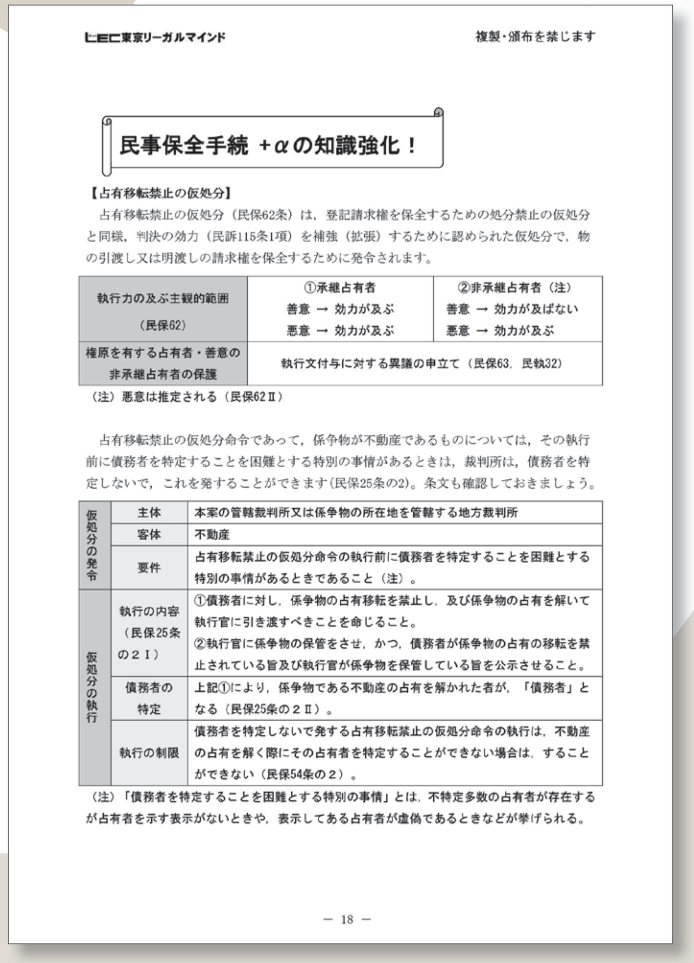
LEC東京リーガルマインド　複製・頒布を禁じます

民事保全手続 +αの知識強化！

【占有移転禁止の仮処分】
占有移転禁止の仮処分（民保62条）は，登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分と同様，判決の効力（民訴115条1項）を補強（拡張）するために認められた仮処分で，物の引渡し又は明渡しの請求権を保全するために発令されます。

執行力の及ぶ主観的範囲（民保62）	①承継占有者 善意 → 効力が及ぶ 悪意 → 効力が及ぶ	②非承継占有者（注） 善意 → 効力が及ばない 悪意 → 効力が及ぶ
権原を有する占有者・善意の非承継占有者の保護	執行文付与に対する異議の申立て（民保63，民執32）	

（注）悪意は推定される（民保62Ⅱ）

占有移転禁止の仮処分命令であって，係争物が不動産であるものについては，その執行前に債務者を特定することを困難とする特別の事情があるときは，裁判所は，債務者を特定しないで，これを発することができます(民保25条の2)。条文も確認しておきましょう。

仮処分の発令	主体	本案の管轄裁判所又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所
	客体	不動産
	要件	占有移転禁止の仮処分命令の執行前に債務者を特定することを困難とする特別の事情があるときであること（注）。
仮処分の執行	執行の内容（民保25条の2Ⅰ）	①債務者に対し，係争物の占有移転を禁止し，及び係争物の占有を解いて執行官に引き渡すべきことを命じること。 ②執行官に係争物の保管をさせ，かつ，債務者が係争物の占有の移転を禁止されている旨及び執行官が係争物を保管している旨を公示させること。
	債務者の特定	上記①により，係争物である不動産の占有を解かれた者が，「債務者」となる（民保25条の2Ⅱ）。
	執行の制限	債務者を特定しないで発する占有移転禁止の仮処分命令の執行は，不動産の占有を解く際にその占有者を特定することができない場合は，することができない（民保54条の2）。

（注）「債務者を特定することを困難とする特別の事情」とは，不特定多数の占有者が存在するが占有者を示す表示がないときや，表示してある占有者が虚偽であるときなどが挙げられる。

— 18 —

［直前論点チェック!］はこう使え!

学習が後半になり、情報量が多いマイナー科目について、近年の傾向に特化した効率的な対策ができる!
◎意識すべき傾向をおさえることにより、**重点的に学習すべき範囲が明確に**なる
◎**インプット➡アウトプット➡図表等で知識を整理**、これを繰り返すことで知識の定着を図る
◎論点が、どのように問われているかを確認することで、**何を問われているかを判別するトレーニング**になる

LEC東京リーガルマインド　複製・頒布を禁じます

近年の出題

— 1 —